

## 格差と貧困の諸問題・再論 —失業扶助制度の実現を求めて—

松葉 正文\*

本稿は、本誌第44巻第3号および第4号に掲載された「格差と貧困の諸問題：社会的連帯政策を求めて」の続編である。問題関心や立論構造、論旨の展開や政策的提言の基本方向などには、当然ながら同一性や関連性がある。また、本稿で新たに取り扱っている領域としては、富裕層問題、失業扶助制度の日独比較がある。しかし、この論文で私がより強く留意したことは、先進諸国における社会経済構造の特質、格差と貧困の諸相、貧困層と富裕層の双方への目配りのきいた注目、貧困層・低所得層・中間層・高所得層・富裕層などの境界値の具体的な規定、これらを相互に関連させて論じることであった。そうした検討をふまえて、結びでは、今日の先進諸国では、富裕層と中間層が連携して民主主義的多数派を形成し、下層の犠牲の上に自らの利益を擁護している社会、つまり「富裕・中間層社会」が形成されていることを具体的に指摘した論じている。

キーワード：格差，貧困，階級，階層，所得，可処分所得，資産，貧困層，低所得層，中間層，高所得層，富裕層，社会的連帯，失業扶助

### 目次

はじめに

I. 貧困問題のアポリア

II. 富裕層問題の位置づけ

III. 格差と貧困の現状について

IV. 失業扶助制度について

むすび：若干の提言

### はじめに

本稿は、本誌第44巻第3号および第4号に掲載された「格差と貧困の諸問題：社会的連帯政策を求めて」の続編である。前稿が発表されたのは、2008年12月および2009年3月（執筆は08

年夏）であり、それからもう2年以上が経過した。この間にも、わが国では格差と貧困に関する優れた論文や著書が、相次いで刊行されている<sup>1)</sup>。

たしかに、それらの著書の多くは優れたものであり、日本の格差と貧困のさまざまな位相について、私たちに有益な知識と情報を提供しているといえる。しかし、そうした成果にもかかわらず、先進諸国における社会経済構造の特質、格差と貧困の諸相、貧困層と富裕層の双方への目配りのきいた注目、貧困層・低所得層・中間層・高所得層・富裕層などの境界値の具体的な規定、これらを相互に関連させながら論じる点で、なお大きな未解明分野が残されているように思われる。

\* 立命館大学産業社会学部教授

本稿の課題は、こうした問題状況を念頭に置きつつ、それら相互関係の具体的な解明に接近することを目的としている。課題をどの程度果たせたのかは、読者諸賢の判断に委ねる他ない。それでも私自身としては、具体的な像の基本的な提示に接近できたのではないかと思っている。同時に、この作業は、私の上記既発表論文の続編として位置づけられる。ここでは、前稿でほとんどあるいは全く論じていない富裕層問題や失業扶助制度についても新たに取り込んで問題を論じている。本稿のタイトルを標記のようにした所以である。ただし、前稿と同じテーマを論じているため、叙述の一部に重複がある。もっとも、その文脈は異なっているし、文章の改善にも留意した。また、さまざまな統計数値に関しても可能なかぎりアップデートに努めた。こうした諸点について読者の了解を得たい。なお、本稿において断りなく前稿という場合、「格差と貧困の諸問題：社会的連帯政策を求めて」のことを指している。このことについても、あわせてご留意いただきたい<sup>2)</sup>。

## 注

- 1) その内、主なものを挙げれば、次の通りである。阿部彩『子どもの貧困：日本の不公平を考える』岩波書店、2008年11月；駒村康平『大貧困社会』角川SSC新書、2009年1月；山森亮『ベーシック・インカム入門：無条件給付の基本所得を考える』光文社新書、2009年2月；白波瀬佐和子『日本の不平等を考える：少子高齢社会の国際比較』東京大学出版会、2009年5月；原田泰『日本はなぜ貧しい人が多いのか：「意外な事実」の経済学』新潮選書、2009年9月；橋本健二『「格差」の戦後史：階級社会日本の履歴書』河出ブックス、2009年10月；橋木俊詔・森剛志『新・日本のお金持ち研究：暮らしと教育』日本経済新聞出版社、2009年10月；

宮本太郎『生活保障：排除しない社会へ』岩波新書、2009年11月；安田浩一『ルポ・差別と貧困の外国人労働者』光文社新書、2010年6月；小塩隆士『再分配の厚生分析：公平と効率を問う』日本評論社、2010年6月；橋木俊詔『日本の教育格差』岩波新書、2010年7月、など。

- 2) 本稿での検討に際してしばしば、ネットの可処分所得に対応する一般的なグロスの所得を推計する必要が生じた。その際、純所得と総所得との相関について、京都市役所の税務担当部局の職員から基礎的な留意点と情報を教示いただいた。記して謝する次第である。

\* 本稿は、篠田武司・深澤敦両教授の定年退職記念号への寄稿論文として執筆された。両先生には学部在職中に公私にわたって大変お世話になった。この機会に厚く御礼申し上げる。篠田先生は、研究・教育・大学行政、いずれの分野でも学部に対してたいへん大きな貢献をされた。あとに残るすべての同僚が、そうした思いを共有していることと思う。深澤先生は、折にふれて本誌上に、フランスの文書館に眠るオリジナルな歴史資料を駆使した諸論文を発表された。私にとっては、その学問的緻密さがことのほか印象的であった。両先生に対し、この場をかりて深謝したい。

## I. 貧困問題のアポリア

貧困をどう定義するかという問題は、もちろん単純なものではない。少し立ち入って論じだすとたちまち複雑で困難な諸問題が浮上してくる。日本において社会問題として取り上げるべき貧困が、絶対的貧困、つまり生物としての日々の生存が直接に脅かされている状態、毎日生きていくための食料調達がきわめて困難であり、薬や医療施設が無く、安全な水の供給はもちろん上下水道設備がそもそも存在しないような状況、多くの開発途上国で今日見られ、また敗戦直後の日本の諸都市で見られたような貧困、でないことは大方の一致するところであ

る。もちろん、現実には複雑で限りなく多様であるから、日本社会で困窮度の極めて高い人びとの間で、事実上類似の厳しい状況がまったく無いとは言えない（そうした人びとがどれほどの人数いるかを論ずるのに、大きな政策的意味があるとは思われない。この問題に対する政策的結論はきわめて明瞭であり、国家レベルでも市民社会レベルでも、福祉政策や社会政策あるいはさまざまな緊急の対策が、まずこうした人びとの現実的救済に向けられなければならないことは自明だからである）。

わが国で今日問題となっている貧困とは、当該者が社会の一員として生きていくために必要な生活費を確保し得ないという状況、つまり相対的貧困である。ところが、「社会の一員として生きていくために必要な生活費」をどう考え、どのように規定するかということになると、たちまち問題は複雑になり、多くの人びとの間で見解が分かれることになる。その月収や年収の境界値をどう設定するかは、各人の人生観や世界観、一言でいって価値判断によって大きく異なってくるからである。ましてやその上で、社会的に承認され是認される数値を決めようとするれば、大きく議論が分かれなかなかに収斂する方向へは向わない。

こうした基本問題と並んで、その他にも以下のような、なお考慮されるべき重要な留意点が存在する。

a) 「豊かな人びと」あるいは「貧困層」をどう定義するのかに、個々の先進諸国をとりまく国際経済的連関が、もちろん影響を与える。この影響をどのように定義に組み込むのかは、国際価値論の問題を含めてきわめて大きな難問であるが、この問題自体が無視されることがあってはならない。おそらく一般的に、次のように

言えるだろう。開発途上国における絶対的貧困層の広範な存在および世界経済における国際的連関とその影響をより強く意識して貧困の問題を考えようとすれば、先進国における貧困層の所得境界値はかなり下降し、その推定貧困層は薄くなりまたその人数は少なくなるだろう。逆に、それらを「無視」ないし「軽視」すれば、貧困層の所得境界値は全体として上昇し、貧困層は厚くなりまたその人数は多くなるだろう。

いずれにせよ、先進諸国の経済たとえば日本経済の国際的連関という現実が、「豊かな人びと」あるいは「貧困層」の定義に取り込まれなければならない。それを実行しようとするれば、先進国における貧困層の定義問題に一定のゆがみやねじれを齎すことは、避けられない。しかし、国際的連関を考慮に入れること自体は、絶対に必要なことである。

b) また、上述のような国際的連関の重視、軽視、無視ないし捨象ということとは別に、先進国における貧困の問題を考える際に、「自尊の社会的基盤」の問題をどのように考えるかということがある。この「自尊の社会的基盤」というのは、周知の通り J. ロールズの言葉であるが、その内容として「市民が自分の人格としての価値について生き生きとした感覚をもち、各自の目的を自信をもって推進するために通常不可欠な基本的諸制度のさまざまな側面」<sup>1)</sup>と規定されている。

ちなみに、この自尊の社会的基盤とは、ロールズ格差原理において、「社会的・経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況にある構成員にとって最大の利益になる」<sup>2)</sup>ように社会的諸政策が実施されるべきであるという文脈のなかで、権利、自由と機会、所得と富、などと並んで位置づけられているものである。

したがって、この自尊の社会的基盤の確保ということを重視すればするほど、貧困層の所得境界値は必然的に上昇し、その場合貧困層は厚くまたその人数は多く評価される傾向をもつことになるだろう。

この二つの問題だけでも、貧困問題、とくに貧困境界値の問題は、先進諸国のなかでこの問題を考える際に、極めて大きな難問を私たちに突きつけるのである。開発途上国の過酷な現実に深く同情する人が、問題に対して真剣であればある程、少なくとも純理論的には先進国における貧困境界値を相対的に低く設定し、その結果、先進国社会で困窮している人びとに対してその数的範囲を狭めてしまいかねない可能性がある。

逆に、先進国社会で困窮している人びとに真剣に手を差し伸べようと努力している者が、途上国の貧困状態で呻吟している人びとにとっては考えられないような「豊かな」生活条件の確保に貢献し、結果として本来途上国の条件改善に回されるべき資金の総額を減少させてしまっている可能性がある。

これらは、文字通りのアポリア（難問）であり、私たちにとってなかなか解き難い問題である。

貧困問題を解決するための社会運動に積極的に参画するなかで、この問題に接近した重要な考察のひとつに雨宮処凛（敬称略、以下同様）の次のような所説がある。彼女は、社会学者である入江公康が案出した「犠牲の累進性」という用語を援用して次のように述べる<sup>3)</sup>。

……キーワードは「犠牲の累進性」だ。

聞き慣れない言葉だと思うが、要はこういうことだ。たとえば、日本で貧しい人が「生活が大

変」などと言っても「日本の貧困などアフリカに比べたらマシ」と切り返されることがある。こういった、「お前の置かれた状況などは他のもっと大変な人に比べたら何でもない」という言い分で問題から目をそらさせ、我慢を強いるやり口や雰囲気は「犠牲の累進性」という。

たとえば、正社員の長時間労働より派遣社員の不安定な生活の方が大変だし、派遣社員よりもホームレスの方が大変、いや、日本のホームレスよりも第三世界で飢えに苦しむ貧民の方が大変、というふうに比較ばかりしていたら、先進国である日本で「苦しい」と声を上げる資格のある人は一人もいなくなってしまう。……

「犠牲の累進性」のもっともタチが悪いところは、苦しんでいる当人を「お前の悩みなど大したものではない」というかたちで「黙らせる」ことだ。そうして当事者が黙ってしまえば、問題は「なかったこと」になる。そうすると結局、「別に声を上げていないのだからやっぱり大したことではなかったのだ」というかたちで闇に葬られ、そのまま忘れられる。……

「犠牲の累進性」という言葉は、確かに通りのよい用語とはいえず理解が難しいところがあるけれども、それでもこの用語が問題にしようとしていることが、極めて重要で大切なことであるのは私たちにもわかる。雨宮は、この言葉を用いて、（ときに悪意を孕み、そして常にシニカルな）比較による社会問題消去マジックに対抗しようとしたのである。彼/彼女の志とその提起した内容は、高く評価されるべきであろう。わたしは、深い共感をもって彼女のこの文章を読んだ。

しかし、だからと言って、これで問題解決とはもちろんいかない。社会運動に関わる者の姿

勢にとって大切な留意点としては申し分がないとしても、社会科学の対象として貧困問題を考察しようとする場合には、問題は振り出しに戻る。貧困境界値を具体的にどう設定するかは、やはり避けることのできない課題である（雨宮もこのことを決して否定していない。彼女としては、むしろ社会学者がもっと努力してこの問題の解明に取り組むよう望んでいると思う）。

貧困層や低所得層と規定する際の基準についてみてみよう。絶対的貧困の問題は今脇へ置く。相対的貧困をどのように概念規定するかについてもさしあたり立ち入らない。ただし後者の相対的貧困を先進諸国で問題にする場合、貧困基準値に関しては、国際的にある程度の合意がある。それは等価可処分所得の中央値の50%である。2006年の日本の等価可処分所得の中央値が228万円であったから、貧困境界値はその半分の114万円（ネット）ということになる。この年間における等価可処分所得114万円以下で生活することを余儀なくされた人びとの割合は、厚生労働省の調査によると同年で15.7%だった。この数値は、OECD加盟諸国の中では最も高いグループに属している（メキシコ、トルコ、米国について4位<sup>4)</sup>。なお、この等価可処分所得は、世帯所得を世帯人数の平方根で割ったものだから、それが114万円というのは、世帯人数二人の場合に世帯の可処分所得161万円（ネット）、世帯人数三人の場合に同197万円（ネット）、世帯人数四人の場合に同228万円（ネット）以下の世帯となる。この貧困境界値、等価可処分所得114万円という値を皆さんはどう評価されるだろうか。私が問題にしているのは、この114万円という数値それ自体ではない。この数値それ自体は、統計に基づき、形式的手続き（計算）でいわば「自動的」に算出される

ものである。問うているのは、この数値の内容、つまりその内容の評価を伴う妥当性についてである。

つぎに、低所得層を規定する境界値をどのように設定するのが妥当だろうか。二人以上の普通世帯で年収が100万円（グロス）以下であれば間違いなく低所得層だろう。それどころかこれでは、貧困境界値をも下回ってしまう。では、200万円（グロス）以下だとどうだろう。経験的には、これもほぼ間違いなく低所得層に入るだろう。では、300万円（グロス）以下はどうだろう。一か月当たりでは25万円（グロス）の収入である。世帯人数、就学中の子供がいるかどうか、ローンを終えた家を所有している場合と借家住まいの場合、これらの条件の違いにより様々な評価が可能であろう。経験的には、わたしは、この年収300万円（グロス）あたりが低所得層の境界値として妥当なように思う。これは等価可処分所得では、その中央値と貧困境界値の間であって、より貧困境界値に引き寄せられた位置、具体的には貧困境界値の1.3倍、つまり等価可処分所得148万円（二人世帯209万円、三人世帯256万円、四人世帯296万円）見当である。

ところでここで、貧困層が現代の先進諸国では社会の少数派であることが止目されるべきである。このことは、上記の貧困層の定義からいわば自動的に出てくる結論である。年間可処分所得の中央値の半分を貧困境界値と定めるのであるから、この定義から直接に貧困境界値以上の人口が過半を占めるという結論が導かれる。たとえば上記の日本の例では、人口の約84%は貧困ではないことになる。もちろん、境界値近くの人びとの生活水準が厳しいことは容易に推察されるし、貧困層とは区別される低所得層が

圧倒的な人数で存在するような場合（あとでみるように日本はそうした事例に当たらない）は要注意であるが、上述の基本的評価が今それによって変更を迫られるわけではない。

先進諸国におけるこうした事態は、人類史を回顧してその中に位置づけたとき、人類が初めて経験することであり、その意義はまさに驚異的ですからある。もちろん、貧困層以外の者すべてが、いわゆる金持であったり、富裕層ましてや富豪であったりするわけではない。富豪と呼ばれるような人びとは、文字通り僅かな少数派であり、富裕層といえども安定したかなりの資産をもつ人びととなると人口の1割からせいぜい2割の「少数派」であろう。しかし、日本を含む先進諸国において「基本的な生活手段を安定的に確保している人びと」の社会における数的比率を考える場合、過去の歴史を回顧し、今日の地球全体を見廻したとき、先進各国では彼らが人口の多数派を形成している、と捉えることが正しいように私には思われる。

## 注

- 1) ジョン・ロールズ『公正としての正義 再説』田中成明他訳、岩波書店、2004年、p.101.
- 2) 同上書、p.75.
- 3) 以下、『ビッグイシュー』日本版、154号、2010年11月1日、p.18からの引用。
- 4) <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/h1020-3.html>；『日本経済新聞』2009年10月21日。

## Ⅱ. 富裕層問題の位置づけ

格差よりも貧困が問題であるというテーゼは「正しい」と思われる。しかし、格差のあり方ももちろん重要である。民主主義の健全な発展

を望み願うならば、そのことは、なおさら重要である。歴史を振りかえれば、格差があまりに大きくはなくそして厚い中間層の存在する社会が、相対的にみて市民社会に最も活力があり、民主主義の制度と運営の点で健全であることがうかがえる。貧困問題への対応が、社会全体の経済格差の縮小と結びついて進展することが望ましい。

貧困境界値や低所得層境界値については、上述のように、それなりに暫定値を提起できる。しかし、お金持ちや富裕層などを規定する境界値をどのように設定するかについては、ほとんど問題にされてこなかったと言ってよい。貧困層や低所得層に対する社会政策や社会福祉政策の必要性から、またそうした階層の人びとが何とか生活していくために止むにやまれず対策の必要性を訴える中で、生活困窮者の客観的数値はそれなりに社会的に論じられてきたのである。

しかし、富裕層（さしあたりお金持ちや高所得層や資産家や富豪などをこの言葉で代表させる）は、いったい年収いくら以上を指すのだろうか。たとえば講義の場で学生に質問してみると、おもしろい答えが返ってくる。フローの所得に限定しても、年収800万円から年収1億円ぐらいまで、それぞれバラバラの説や答えが返ってくる。年収3000万円でも、同5000万円でも富裕層ではないと考える者がいる反面、年収850万円でも富裕層だと答える者がいる。この問題を研究している人びとの間でも状況はそれほど変わらない。私の研究室にあるかなりの数の関連図書の中でも、この問題に言及していて、わたしが目にしえた具体的指標はわずかに数例に留まる。たとえば、橋木俊詔・森剛志『日本のお金持ち研究』日本経済新聞社、2005年、p.4で

は、アンケート調査の対象を年間納税額3000万円以上、年収約1億円以上としている（この基準設定には、調査実施上の様々な条件や制約があったであろうことが容易に推察される）。橋本健二『格差の戦後史』河出ブックス、2009年、p.205では、資本家階級の平均年収が1027万円（従業員30人以上規模では1410万円）と算出されている。国は異なるが、ドイツ連邦政府が2008年に発表した第3回「貧困と富裕に関する報告」では、所得における富裕層の境界値を等価可処分所得の中央値の2倍と設定[私がこれまで目にしえた、ある程度信頼できた検討に値する唯一の明確な客観的基準である]しており、年収換算（私の実感的な購買力平価である1ユーロ=135円で計算）で単身者約530万円（ネット）、子ども二人の四人家族約1060万円（ネット）と算定[原文をそのまま換算すれば1112万円となるが、ここでは等価可処分所得の定義に基づく数値を挙げる]している<sup>1)</sup>。

アメリカでは、医療保険改革論議のなかで、高額所得者への追加増税が問題となり、その際下院において高所得者層に対する追加課税が民主党によって打ち出されたが、そこでは年収35万ドル超、50万ドル超、100万ドル超の三段階に区分され、収入が多い世帯ほど負担が重くなる仕組みが提案されている。為替相場と購買力平価の間をとり、仮に1ドル100円で換算すると、年間世帯所得3500万円、5000万円、1億円（明示されていないがグロスの数値と思われる）あたりが境界値となっている。三段階となっているが、富裕層の境界値が——学問的評価とはいえ政治的バイアスがかかっていることに留意する必要があるものの——ここではひとまず世帯年収3500万円であると考えられている<sup>2)</sup>。

また、『通商白書』2010年版（p.187）による

と、アジアの中間層は世帯年間可処分所得が5000ドル以上35000ドル未満とする統計が示されており、同じく富裕層は35000ドル以上とされている。この富裕層規定に当てはまる家計人口は、2010年に日本9千万人、日本を除くアジアで6千万人と推計されている[ちなみに、2010年のアジア中間層家計人口は9.4億人で、2000年の2.2億人と比べ、10年間で4.3倍の増加である]。明らかのように、この統計（原資料は*Euromonitor International 2010*）によれば、日本人口の7割以上が富裕層に属することになっている。

要するに富裕層の境界値は、フローの所得に関しても（資産額に関してはなおさら）、あまりはっきりしないのである。これでは、たとえば日本政府が財政再建のために高所得層に最高税率を幾らか上回る富裕税を課そうとする際に、いったい年収いくらからの人に富裕税を掛ければ良いのか、全く見当がつかない。これまで、日本の富裕層は、一般的に他人の懐について考えるのは不謹慎だという社会的良識の影に隠れて自らの利益を巧みに擁護してきたし、彼らの社会的政治的力を慎重に行使して（欧米と異なり日本の富裕層は自分たちの富力を顕示しない）賢明に立ち回ってきたのである。しかし、今日の財政危機からの脱却は、中間層と富裕層、とりわけ後者のしかるべき負担と寄与なしには決して成功しないだろう。その際に、いったい年収いくら以上が富裕層なのかについて、見解がバラバラではどうしようもないだろう。

わたしは、まず富裕層と高所得層とを区別し（その際、高所得層より富裕層の方がより裕福な層とする）、高所得層の境界値を所得の中央値の2倍、つまり等価可処分所得456万円（二

人世帯642万円，三人世帯789万円，四人世帯912万円）とする。そして，富裕層の境界値は，高所得層のその2倍とする。つまり，等価可処分所得912万円（二人世帯1286万円，三人世帯1578万円，四人世帯1824万円）である。それぞれのグロスの値との相関，および日本の経済社会のなかでもつ意味については，むすびでまとめて論じることとする。

### 注

- 1) 「ドイツ連邦政府の第3回「貧困と富裕に関する報告」上」（松業正文・抄訳）『立命館産業社会論集』第45巻第3号，2009年12月，p.91f.
- 2) 『日本経済新聞』2009年7月15日夕刊。

### Ⅲ. 格差と貧困の現状について

2008年における所得状況を調査した厚生労働省「2009年国民生活基礎調査」の結果によると，年間所得100万円未満の世帯が全世帯の6.6%を占め，同200万円未満世帯が全体の19.3%となっている。しかし，年収300万円以上世帯が全体の66.8%，さらに500万円以上世帯が43.5%を占めている。平均所得額は547万円であり，中央値は427万円である<sup>1)</sup>。[その5年前である2003年の実態を調査した「2004年国民生活基礎調査」によれば，年間所得100万円未満世帯が5.9%，同200万円未満世帯が17.5%，同300万円以上世帯が71.2%，同500万円以上世帯が47.8%，平均所得580万円，中央値476万円となっている。]

2007年中の所得の状況を調査した厚生労働省「2008年所得再分配調査報告書」も，ほぼ同様の結果を示している。この調査結果は，50万円刻みで示されている。社会保障や税による再分

配後の世帯所得の分布は，次の通りである。年間所得150万円未満の世帯が10.7%，同250万円未満世帯が25.2%，300万円以上世帯が67.5%，500万円以上世帯が40.9%であり，再分配後の平均所得額518万円，中央値は具体的に示されていないが，分布状況（400万円未満が46.8%，450万円未満が53.0%）からみて400万円から450万円の間にあることがわかる。[2001年中の所得を調査した「2002年所得再分配調査報告書」によれば，再分配後の年間所得150万円未満の世帯が9.9%，同250万円未満世帯が21.7%，300万円以上世帯が71.8%，500万円以上世帯が46.1%であり，再分配後の平均所得額575万円，中央値は具体的に示されていないが，分布状況（450万円未満が48%，500万円未満が53.9%）からみて450万円から500万円の間にあることがわかる。] 2001年と2007年の状況についてのこれらの諸調査の結果を比較すれば，世帯所得の平均値と中央値の漸減，所得の最も低い層の割合の漸増が示されている<sup>2)</sup>。

次に貯蓄額について。04年と09年における二人以上の勤労者世帯の平均貯蓄額は1273-1203万円であり，同負債は655-643万円である。全世帯平均貯蓄額は1692-1638万円，負債524-479万円である。また中央値は，勤労者世帯805-754万円であり，全世帯1024-988万円である。そして，同じ年における勤労者世帯の貯蓄の内訳は，定期性預貯金521-460万円，生命保険・損害保険378-322万円，通貨性預貯金206-240万円，有価証券106-124万円，その他63-58万円，等となっている。たしかに，貯蓄額の平均値も中央値もいくぶん減少している。また09年で貯蓄残高100万円以下の場合が，勤労者世帯で12.7%および全世帯で10.7%，同100~200万円が7.8%と6.1%，同200~300万円が7.2%と5.7%



というような状況も存在している。しかし、貯蓄総額および平均値や中央値などを勘案すれば、勤労者・国民のかなり広範な層が少なからぬ金融資産を保有している様子が窺われる<sup>3)</sup>。

さらに、「全国消費実態調査」に基づいて、わが国における家計資産の現況についてみてみよう。この点では、なおバブル経済の終末期にあたる89年における2人以上の全国普通世帯の純資産額は平均5372万円であったが、15年後の2004年には平均純資産額3900万円にまで減少している。その内訳は、宅地資産2180万円（資産額全体の55.9%）、金融純資産950万円（24.4%）、住宅資産606万円（15.5%）、耐久消費財164万円（4.2%）である。同年の純資産額の中央値は2498万円（住宅・宅地資産額の平均値〔保有世帯のみ〕は3396万円、中央値は2138万円）である。この間の宅地資産の評価額の減少により、全体としての純資産額も1500万円ほど減少している。しかし、それでもなお、この純資産額の平均値と中央値は、多くの国民がかなりの資産を所有していることを示している<sup>4)</sup>。〔本稿作成後の2011年3月31日に、2009年に実施された「全国消費実態調査」による家計資産額の速報値が発表された。それによると、2人以上の世帯の1世帯当たり家計資産額は、平均で3588万円、その内訳は宅地資産1992万円、金融純資産947万円、住宅資産523万円、耐久消費財127万円となっている。また、家計資産額の中央値は2284万円である。5年前の調査結果にくらべ、平均値および中央値ともひきつづき減少しているが、その絶対額をみればなお「多くの国民がかなりの資産を所有している」といえよう。  
<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2009/shisan/yoyaku.htm>, 参照。]

なお、メリルリンチ日本証券がまとめた2002

年および04 [06] 年末時点の富裕層に関するレポートによれば、日本には金融資産のみで100万ドル（1.17億円ないし1.07億円）以上を保有する人びとが124万人および134 [148] 万人いるという<sup>5)</sup>。この調査の結果に基づけば、日本には、通常の意味での日常生活上の経済的不安から解放されている人びとが少なくとも数百万人、おそらくは1千万人近くいることになるだろう。なぜなら、金融資産1億円以上は、その当該者の家族だけでなくその三世代に及ぶ家族の経済生活を守ると考えることができるからである。加えて、次のことが念頭に置かれるべきである。金融資産1億円以上の所有者が、同時に不動産の所有者である蓋然性は極めて高い。逆に、同時に不動産所有者でない可能性は限りなく小さい。そのことを考慮すれば、上記の私の評価の妥当性はますます高くなるだろう。また、2006年9月6日付『日本経済新聞』に掲載された野村総研による調査では、わが国の金融資産1億円以上の所有世帯（個人数ではない）は86.5万に達している。そして、5千万円から1億円間の金融資産所有世帯数は280万に昇るといふ。わが国の富裕層が相当な厚みに達していることを、これらの数値は雄弁に物語っている。

以上の富裕層の金融資産に関する数値は、リーマン・ショックに象徴される2008年秋の世界金融危機以前の数字である。しかし、その後、金融危機の影響がなお残る2009年末においても日本の富裕層（金融資産100万ドル以上）の数は、米ボストン・コンサルティング・グループの調査では123万人、三菱UFJメリルリンチPB証券の発表では165万人となっている<sup>6)</sup>。世界金融危機後についても、私の上述のような評価を変更する必要はないだろう。

第1表 所得分配の平等度（ジニ係数）

	再分配前所得	再分配後所得
1972	0.354	0.314
1975	0.375	0.346
1978	0.365	0.338
1981	0.349	0.314
1984	0.398	0.343
1987	0.405	0.338
1990	0.433	0.364
1993	0.439	0.365
1996	0.441	0.361
1999	0.472	0.381
2002	0.498	0.381
2005	0.526	0.387
2008	0.532	0.376

出所) 橋本俊詔『家計からみる日本経済』岩波新書, 2004年, p.129より。  
2002年, 05年, 08年の数値は, それぞれの『所得再分配調査報告書』により補足。

わが国の所得格差を総括的に示すジニ係数について見てみよう。第1表が示すように, 1980年代に入って以降, わが国の世帯間の所得格差は, ジニ係数でみて, 再分配前(ただし, 同調査の再分配前の当初所得には公的年金所得が含まれておらず, そのことが再分配前ジニ係数の数値に大きく影響しており, その点注意を要する<sup>7)</sup>)はもちろん, 再分配後もほぼ傾向的に拡大しつつある。2008年には, 再分配後の数値が微減しているが, 基本的な傾向を変えるほどではない。こうしたジニ係数の増大, 言い換えれば所得分配の不平等度の高まりは, 一方ではこの間の富裕層に有利なさまざまな税制改定やワーキングプア層の増加によるものであり, 他方では人口高齢化の進展と単身世帯の増加を伴う人口構成・世帯構成の変化などによって齎されたものである。

資産格差については, 金融資産格差と土地資産格差に関するジニ係数の変化が, 第2表に示されている。バブル経済の崩壊後, その時期と

第2表 資産格差の推移（ジニ係数）

	金融資産格差	土地資産格差
1980	0.5203	0.5992
1985	0.5097	0.5639
1987	0.5210	0.6531
1988	0.5128	0.6475
1989	0.5146	0.6510
1990	0.5092	0.6313
1992	0.5015	0.6098
1994	0.4938	0.6041
1995	0.4862	0.6177
1997	0.4903	0.5803
1998	0.4707	0.5624
1999	0.4834	0.5756
2000	0.4839	0.5601
2005	n.a.	0.5914

出所)『国民生活白書』2004年, p.203; 同2007年, p.265より。

比較すればいずれも格差は縮小傾向にあるといえる。金融資産についてはその変化は僅かであり(また年によって逆転現象もあり), 土地資産についてはかなりの変化(これもまた若干の逆転がみられる)であるといえる。ただし, これら資産分野での格差の大きさ自体は, 当然予想されることであるが, 依然として所得格差よりもかなり大きな数値となっている。

ところで, 私は前稿でわが国大企業の役員報酬について, 次のように述べた。わが国大企業の役員報酬(賞与を含む)は, 従業員の平均給与の何倍ぐらいだろうか。『週刊東洋経済』2004年5月1/8日号の「データ&ランキング」欄(p.142)が示すところでは, 2002/3年において上位50社で1人当たり6600万円から2236万円であり, その多くは2000万円台から4000万円台はじめである。その値は, 当該従業員の年間平均給与額のおおむね3~5倍となっている(最大で8.8倍)。社長の平均年収は, 具体的に示されていないが, 同所での社団法人日本能率協会

によるアンケート結果によれば、一般的には平取締役の2.7倍であるという。もっとも、ここでは役員の現職時における交際費や車の使用他の種々の給付と便宜、また退職慰労金や退職後の年金を含む種々の給付と便宜、などは考慮されていない。

ところが、2009年夏の総選挙によって誕生した民主党を中心とする連立政権の亀井静香金融担当大臣が、2010年3月期決算から年間1億円以上の報酬を得た上場企業の役員については、有価証券報告書にその内容について記載するように義務づけた。このことによって、日本の上場企業の役員報酬についての実態が、より具体的にそして広く明らかとなった。『朝日新聞』（2010年7月1日）によると、国内上場企業で1億円以上の役員報酬を受け取った経営者は、278人にのぼる。金額のみを挙げれば、1位8.9億円、5位5.5億円、10位3.6億円、20位2.8億円などである。なお、金融庁の調べでは、日本の上場企業の役員報酬平均額は、約2500万円であるという。

こうした情報を含め、役員報酬だけでなく配当収入をも含めたより具体的で詳しい経営者の収入実態が、『週刊東洋経済』2010年7月17日号（pp.22-27）で示されている。それによると、役員報酬と配当収入を合計した金額は、1位17.4億円（それぞれの内訳、4.3億円と13.1億円）、5位6.6億円（同2.6億円、4.1億円）、10位3.3億円（1.4億円、1.9億円）〔これは、1億円以上の役員報酬を受けたことを前提に、配当収入の多い順にランク付けした場合の数値である。前記の役員報酬のみの順位および金額との不整合は、そのことによる〕などとなっている。同所では、高額ランキング上位200人について、氏名、年齢、社名、役職、収入内訳、所有株数

などが記載されており、日本の富裕層上層の一部が具体的に示されている。

他方、わたしは前稿で、日本の貧困層について、次のような概観を与えた。そもそもわが国における貧困層とは、どのような人びとであり、またそれは何人ぐらいと考えられるだろうか。私の試算によれば、おおよそ次の通りである。a) 生活保護受給者が約150万人、b) ホームレスの人びとが約2.5万人、c) 非正規雇用者（2007年1732万人）の内、家計補助労働者を除いた数（2003年調査において、前者のうち、正社員で働ける会社がなかった者の割合が25.8%であったことを考慮して概数を算出）が約450万人、d) 母子家庭に属する者約320万人の内、約170万人（母子家庭の貧困率53%から算出）、e) 高齢者については、その2006年における人数2660万人の内、年齢別貧困率から算出した概数として576万人、などを挙げることができる。以上の単純合計数は、約1350万人である。もちろん、これらの各数値間には重複が考えられるから、その実数をいま直ちに確定することは困難である。また、日本の生活保護の捕捉率は、だいたい10%~20%と考えられているから、本来それを受給できるにもかかわらず、そうしていないあるいは不本意ながらそうできていない人達が600万人~1350万人はいるだろう、ということもあわせて考慮しておかなければならない。なお、貧困者数に関する最も粗い推計値は、2004年に発表されたOECD統計での日本の貧困率15.3%を日本の人口数1.27億人に掛けた数値である、約1940万人ということになる<sup>8)</sup>。

以上のような状況を全体として考慮した場合、日本社会の全体像を、どのようなものとして描き、特徴づけることができるだろうか。本稿の結びにおいて、私はそれを試みるだろう。

その前に、貧困層や低所得層の生活改善にとって緊要な意味を持つ政策的諸措置について、とりわけわが国では余りなじみのない失業扶助制度の問題について検討しておきたい。

#### 注

- 1) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa09/2-2.html>.
- 2) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000nmrn.html>.
- 3) 『家計調査報告』（貯蓄・負債編）平成21年平均結果速報，総務省統計局，平成22年5月14日。
- 4) <http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/shisan/youyaku.htm>.
- 5) 『朝日新聞』2003年6月18日，同2005年6月11日，同2007年7月14日。
- 6) 『日本経済新聞』2010年6月13日，同2010年8月10日夕刊。
- 7) 大竹文雄『日本の不平等：格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社，2005年，p.8.
- 8) それぞれの数値についての出典に関する注記は，前稿のp.11を参照。

#### Ⅳ. 失業扶助制度について

通常わが国では、貧困層ないし低所得層の生活が著しい困難を抱えるようになった場合、国家や社会がその問題に対処する一般的な政策的分野としては、失業保険（雇用保険）、失業扶助（ドイツではすでに制度化されて久しいが、わが国ではまだ本格的な制度化はなされていない。しかし、以下でみるように全く存在しないのではなく、断片的で時限的な制度があることはある）、生活保護などの領域がまず思い浮かべられるだろう。

このうち、失業保険については、種々の理由

により実際には失業者数全体のわずかに3割ほどしか失業手当を受給しておらず（後述するように、2005年の失業手当受給者数はわずかに63万人）、失業状態に陥った者を救済する制度として事実上本質的な欠陥をもっていると言わざるを得ない。20年以上被保険者であった45～60歳の者がそれに該当する給付期間が最長の場合でも330日とそれほど長いものではなく、年齢や被保険期間によっては給付期間がたいへん短く、ほとんどのケースが90日からせいぜい240日の間となっている。また、公務員は失業保険制度に加入していないため、そのぶん社会保険制度としての資金的基盤が脆弱である（身分保障の点で相対的に恵まれている公務員こそ、保険金拠出で制度に貢献すべきだと私には思われる。彼らが参加すれば、失業保険の給付水準がその分改善されるし、他の条件が同じ場合、少なくとも民間労働者の保険料をその分低くできる。ただし、この場合には対応する使用者側の国や自治体の負担が財政危機を一層深化させるのではないかという問題が別途浮上する）、などの問題点がよく知られている。

生活保護については、2007年度で、保護世帯110万、保護人員154万人であるが、近年増加傾向が続いている〔2010年3月で186万人〕。それに要する費用も、国と自治体を合わせて2.5兆円から今や3兆円に達しようとしている<sup>1)</sup>。貧困層あるいは低所得層が困窮を極め所得の源泉がほかに見出せなくなった場合の最後の拠り所であり、憲法が保障する生存権規定の最後の裏づけ制度ともいえるべきものであるが、親族との関係、ミーンズテスト、種々のスティグマなどが常に付きまとい、それらの問題点が指摘されて久しい。また、一方で、生活保護制度の補足率の低さが大きく問題にされると同時

に、他方で制度を悪用してそこから不当な利益を得ようとする人びとがいることもよく指摘される。本質的には前者の方が重大な問題であるのに、後者の存在によって真の問題の所在が逸らされまた曇らされてしまうのである。

さて、本稿ではこうした失業保険や生活保護の問題には、残念ながらこれ以上立ち入れない。それぞれが大きな問題であり、十分な検討は他の機会に譲る他はない。ここでは、失業保険と生活保護の間に位置する（すべき）失業扶助制度の問題に、検討の対象を絞ることにしたい。ドイツで制度として成立・展開してすでに久しく、わが国で事実上ほとんど実施されたことがないものである。それは、わが国社会保障制度のいわばミッシング・リンクであり、同時にいわゆるワーキングプア問題の社会的解決にとって本来は決定的な位置にある制度といえる。

まず、ドイツの例をみてみよう。2004年までのドイツの失業扶助制度の概要は、次の通りである。この制度は、財政資金による失業者に対する扶助を目的としており、社会保険制度による失業手当給付期間が過ぎてなお失業状態にある人に対して、失業前の平均手取り賃金の57%を、原則期間制限なしに65歳まで給付するというものであった。これによって、種々の理由により失業状態が——失業保険制度による給付期間を越えて——続くことになった場合でも、勤労者の生活条件はかなりの程度安定的に維持することが可能であった。しかし、もちろんこうした手厚い社会保障制度を維持しようとする、それが財政全体を強く圧迫することは自明である。ドイツでもその制度の維持は従来のままでは不可能となり、改革と再編成が不可避となった。

そうして2005年1月以来、このドイツの失業扶助制度には大幅な改革が加えられることになった。世に「ハルトⅣ」と呼ばれる法律によるものである。これは従来の財政資金による失業者に対する扶助（＝給付）それ自体は制度として維持するものの、それを「失業手当Ⅱ」として給付額を大幅に削減、具体的にはほぼ従来の社会扶助（＝生活保護）額と同じ水準にしようとするものである。

この失業手当Ⅱは、15～64歳の間で、就労可能であり、困窮して社会的支援を必要とする者に対して支給される。2007年7月の時点で、単身者で1ヵ月347ユーロ（これが基準額、私の生活実感に基づく購買力平価1ユーロ＝135円で換算すると46800円）、夫婦の場合それぞれにその90%にあたる312ユーロ（夫婦で84240円）、14歳以下の子供には基準額の60%（208ユーロ）、15～18歳までの若者には80%（278ユーロ）が支給される。この基準額に加え、住居費、暖房費、公的な医療・介護・年金保険料、などが追加給付される。十分ゆとりがあるとは言えないにしても、基礎的な生活条件をある程度安定的に維持するに足りる額である。[2009年の数値を付言すると、基準額が359ユーロ、夫婦各323ユーロ、5歳以下の子供215ユーロ、同6～13歳251ユーロ、同14～25歳287ユーロとなっている。]

ドイツではこうした保障が、失業や困窮状態にある者に対して、社会的に財政資金によってなされている。この失業扶助制度を利用している人数は、2007年で528万人（2005年には468万人）にのぼる。この他に、少し時期がずれるが2005年で失業保険手当の受給者が184万人、就労不可能な生活保護/社会手当の受給者が164万人いる。2005年における以上の合計は、815

万人である。同時期の日本には失業扶助制度はなく、失業保険手当の受給者63万人と生活保護受給者147万人であるから、その合計は210万人である。日本の人口はドイツの1.5倍、GDPでみた経済規模は日本がドイツの約1.6倍であるにもかかわらず、困難な状況に陥った人びとを社会保障制度が救済している対象者は、日本がドイツの約四分の一にすぎない。たしかに失業率の相違などいくつかの与件の違いはある。しかし、私たちは彼我の巨大な差異に啞然とする他ない<sup>2)</sup>。

もっとも、日本には本来的な失業扶助制度はこれまで存在しなかったが、わが国に失業扶助的な政策が皆無だというわけではない。事業主に対する「雇用調整助成金」は間接的な失業扶助制度であると言える面がある。失業者や困窮者に対する、給付ではなく融資であれば、就職安定資金融資、住宅手当緊急特別措置、多様な目的に対応した生活福祉資金貸付制度、臨時特例つなぎ資金貸付制度などが、あることはある。こうした融資制度は、無いよりはましであるかもしれないが、資金返済義務のことを考慮すれば、彼らにとって逆に困難な状況を一層複雑にしたり、また問題をより大きくしたりする可能性も小さくないだろう。離職者に給付金が出る技能習得手当・寄宿手当もあるが、そもそも少額である上に雇用保険の受給が条件とされており、大多数の失業者や困窮者には生活改善につながるとは考えられない。

そのような中で、2009年7月から始まった「訓練・生活支援給付」制度は、雇用保険を受給できない人びとが職業訓練を受講した場合に、訓練期間中の生活費を給付しようという制度である。受給条件は、（当然ながら）職業訓練を受講すること、雇用保険を受給できない者

などのほか、世帯の主たる生計者であること、申請時点で年収が200万円以下でかつ世帯全体の年収が300万円以下であること、世帯全体の金融資産が800万円以下であること、現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと、などである。そして、給付額は、扶養家族がいる場合に月12万円、それ以外は月10万円である。

たしかに従来なかった制度であり、失業者や不安定就労者にとって有意義な制度であるといっている。しかし、この制度は2011年末までの時限的制度に留まっており（制度の発足時は自公政権であった。民主党政権下で制度の恒久化が模索されてはいる）、その実際の利用者数も1年間で約8.8万人（上記の通りドイツでは528万人）にすぎない。ドイツの失業扶助制度とは、制度の内容、普遍性、受給者数、いずれの点でもほとんど比較にならないものであると言わざるを得ない。とはいえ、この「訓練・生活支援給付」制度を、その内容がより充実したものに拡大・再編していく努力が必要であることは当然である<sup>3)</sup>。

自明なことと言ってよいだろうが、失業者や困窮者あるいは不安定就労者（いわゆるワーキングプア）にとっては、ドイツ型の失業扶助制度が日本でも実現されることが望ましい。しかし、そのためには社会保障制度の大幅な改革と財政構造の劇的再編成が必要とされるだろう。また、そうした制度や構造の大改革は、着実な改革の積み重ねで不可能とは言い切れないが、通常は社会経済構造の変革および社会的階級・階層関係のかなり大きな変化なしにはあり得ないように思われる。

## 注

- 1) 『国民の福祉の動向』2009年版, pp.154-168.
- 2) 以上の叙述は, 厚生労働省「2004/5年海外情勢報告」定例報告の第2章・ドイツ・4・(3), in: <http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wpdocs/hpyi200501/b0394.html>; 厚生労働省「2008/9年海外情勢報告」定例報告の第2・3章・ドイツ, in: <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/index.html>; 「ドイツ連邦政府の第3回「貧困と富裕に関する報告」下」(松葉正文・抄訳)『立命館産業社会論集』第45巻第4号, 2010年3月, pp.128, 133; DGB-Bundesvorstand (Hrsg.), 111 Tipps zu Arbeitslosengeld II und Sozialgeld, Frankfurt a. M. 2008, S. 15-22; 齋藤純子「ドイツの格差問題と最低賃金制度の再構築」『外国の立法』第236号, 2008年6月, pp. 78-82; 布川日佐史「ドイツにおけるワークフェアの展開: 稼働能力活用要件の検討を中心に」『海外社会保障研究』第147号, 2004年夏, 所収; 『保険と年金の動向』2009/10年, 厚生統計協会, p.187; 『国民の福祉の動向』2009年, 厚生統計協会, p.161, などを参照。
- 3) 以上, 『日本経済新聞』2009年12月6日, 同2010年8月5日, 同年8月17日, また <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/training/index.html>, 参照。

## むすび: 若干の提言

現代における先進諸国の格差と貧困の問題に係わって, その社会を「三分の二社会」(Zwei-Drittel-Gesellschaft)と特徴づけることに, 私はおおむね同意する。この言葉は, 戦後の高度経済成長の成果を受けて豊かになった西ドイツで, 遅くとも1980年代には一般ジャーナリズムで日常的に使用されるようになっていたものである。それは, 現代の先進国社会がもはや一部の富裕層と大多数の貧しい民衆からなる両極分

化した社会ではなく, 上層三分の二(富裕層や高所得層だけでなく職員や公務員を含む新旧中間層の多数また労働者層中上層などからなる)の人びとが, 不安定就労者や失業者あるいは移民などからなる下層三分の一の人びとの犠牲の上に相対的に豊かな生活を享受している状況を指す言葉である。

三分の二か, 十分の九か, 五分の三か, いずれがより正確かを今論議しようとは思わない。しかし, わたしは, 第二次大戦後の高度経済成長を経た先進諸国が, 豊かな多数派と貧しい少数派からなる社会であることに疑問の余地はないと考える。ちなみに, ここでいう豊かな多数派, つまり「豊かな人びと」とは, 衣食住の基本的な生活手段を安定的に確保している人びとという意味である。もう少し具体的に表現すれば, 住宅とかなりの耐久消費財を所有し子供に無理なく大学教育を受けさせる所得と資力のある人びとから, 借家住まいであるが人並みの耐久消費財を有し衣食住のミニマムを安定的に確保しえている人びとまでを含んでいる。それはまた, 特権的富裕層ないし富豪とでもいうべき人びと, つまり十分な資産を保有し稼働労働の必要性から解放された人びと, のみを意味しない。

こうした社会をより具体的に規定すれば, それは「富裕・中間層社会」, つまり富裕層と中間層が連携して, 民主主義的多数派を形成し, 下層の犠牲の上に自らの利益を擁護している社会であるといえるだろう。すでに本論でも述べたように, こうした規定は, OECD諸国における通常の貧困層の定義からも, いわば自動的に演繹される。なぜなら, 貧困層は所得の中央値の半分以下の層と定義されているわけだから, 非貧困層が必ず多数派を占めることは, 定義か

ら自動的に導き出される帰結でもある。もっとも既述の通り、貧困層と低所得層とは必ずしも同義ではないから、低所得層の分布をどう捉えるかは微妙かつ重要な問題である。もしも貧困層とは区別される低所得層が圧倒的な人数で存在する場合は、とくに注意が必要である。このことに留意しつつも、わたしは現代の先進国社会を「富裕・中間層社会」と特徴づけるのが妥当であると考えます。

話を抽象論に留めず、具体的に進めるため、貧困層、低所得層、高所得層、富裕層の境界値を次のように定めたい。こうすれば、中間所得層はおのずと明らかとなる。くりかえすが、所得の中央値は2006年に、年間の等価可処分所得228万円（二人世帯で純所得が321万円、三人世帯394万円、四人世帯456万円）であった。これらの単身者から四人世帯に至る中央値は、それぞれグロスではなくネットの可処分所得であるから、私たちの生活実感や経験ともそれほど大きなずれはないと言えよう。貧困境界値についてはすでに示された。同等価可処分所得114万円（二人世帯161万円、三人世帯197万円、四人世帯228万円）である。低所得層の境界値は、グロスの年間世帯所得300万円あたりが目安となるだろう。それは、既述の通り貧困境界値の1.3倍、等価可処分所得148万円（二人世帯209万円、三人世帯256万円、四人世帯296万円）にあたる。高所得層の境界値は、中央値の2倍つま

り等価可処分所得456万円（二人世帯642万円、三人世帯789万円、四人世帯912万円）とする。富裕層の境界値は、高所得層のその2倍とする。つまり、等価可処分所得912万円（二人世帯1286万円、三人世帯1578万円、四人世帯1824万円）である。

現実に公表される世帯所得に関する様々な調査結果は、通常は個々の世帯の構成人数を捨象した世帯当たりの所得（税込所得、グロス）で示されることが多い。その場合には、ほぼ年収200万円以下が貧困層、年収300万円以下が低所得層と分類されるだろう。高所得層は1300万円以上、富裕層はおおむね2500万円以上がそれに該当すると言える。したがってまた必然的に、中間層の世帯年収は、グロスで300万円から1300万円の間ということになる。これらの境界値を考慮しながら、たとえば本稿の第Ⅲ節の統計数値に基づいて考察すれば、ドイツで言われている「三分の二社会」や、わたしの言う「豊かな人びと」が多数をしめる「富裕・中間層社会」という規定が、現代日本社会に対する特徴づけとして基本的に妥当なことがわかるだろう。

その上で、そしてそのことを踏まえた上で、貧困層や社会的弱者の生活上の困難を実際に解決するための強力な社会的連帯政策（失業扶助制度の創設を含む）の推進が真剣に追求されなければならない。



## Reexamining the Problems of Differentials and Poverty in Japan: Towards the Implementation of Unemployment Relief

MATSUBA Masafumi \*

**Abstract:** This article is a sequel to my paper “The Problems of Japanese Economic Differentials and Poverty: Searching for a Policy of Social Solidarity” (in this Review, Vol. 44, No. 3, Dec. 2008, and Vol. 44, No. 4, March 2009). The two papers deal with similar problems, of course, and are also similar in terms of the way the arguments are structured and developed, and the basic policy proposals advanced. In this new paper I once again take up the problems associated with the existence of a wealthy strata in society, by comparing the unemployment relief systems in Japan and Germany. In this article, however, I have paid greater attention to the socio-economic structure in advanced countries and the nature of inequality and poverty. I have given balanced attention to both the poor and the wealthy, and provided concrete definitions of the different strata — the poor, those on low incomes, high income groups, the wealthy and so on. Based on this analysis, I discuss how in today’s advanced economies a “wealthy-and-middle-income society” has taken shape, in which wealthy and middle income groups have come together to form a democratic majority with the purpose of protecting their own interests at the expense of the lower strata.

**Keywords:** differentials, poverty, economic inequality, solidarity, class, stratum, income, assets, the poor, the wealthy, unemployment relief

---

\*Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University